

京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ウイズコロナ社会における安心・安全な修学旅行の実施に向け、京都市を訪れる修学旅行生等に新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合、その濃厚接触者に該当する可能性のある児童生徒の緊急的な帰宅を支援するための助成金（以下「助成金」という。）に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号の定めるところによる。

- (1) 修学旅行 学習指導要領に定める学校行事で「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」等のうち、宿泊を伴うものをいう。
- (2) 助成対象修学旅行 京都府外に所在する学校が実施する、京都市内に1泊以上の宿泊を伴う修学旅行であって、旅程期間が令和4年4月1日から令和5年3月31日の間にあるものをいう。
- (3) 学校 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（1～3学年）及び専修学校（高等課程）をいう。
- (4) 旅行業者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により旅行業の登録を受けた者をいう。
- (5) 貸切バス 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業の自動車をいう。
- (6) タクシー 前号の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業の自動車をいう。
- (7) 保護者等 父母その他の民法第725条に規定する親族又はその者に委任され、当該児童生徒等を保護する者（ただし旅行業者・学校関係の引率者等、業務として連れ添う者を除く。）で、児童生徒の送迎のために京都市に来訪した者をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象事業は、次の各号のいずれかに該当する者が、保健所の助言・指示に基づき、感染症対策を講じたうえで旅程を変更して緊急的に居住地へ帰宅する事業（以下「助成対象事業」という。）とする。

- (1) 助成対象修学旅行の旅程中に新型コロナウイルス感染症に係る検査により陽性と判明した児童生徒又は引率者（ただし、学校の教員に限る。）が発生した場合、その濃厚接触者に該当する可能性のある他の児童生徒
- (2) 助成対象修学旅行の旅程中に同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に係る検査により陽性と判明した場合、その濃厚接触者に該当する可能性のある児童生徒

(助成対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、助成対象修学旅行を企画した旅行業者とする。ただ

し、旅行業者の企画によらない場合に限り、学校を対象とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当する者は対象としない。
(助成金の対象経費)

第5条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要した経費であって、次の各号のいずれかとする。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 濃厚接触者に該当する可能性のある児童生徒が公共交通機関、貸切バス及びタクシーを利用して京都市内から居住地へ移動する際の交通費
(2) 保護者等が自家用車により濃厚接触者に該当する可能性のある児童生徒を送迎する際の京都市内と居住地の往復分の交通費
- 2 助成金の対象となる移動区間の範囲は、京都市内から助成対象修学旅行を実施する学校又は当該児童生徒の自宅までとする。
- 3 助成対象経費は、経済的な通常の経路及び方法により計算した額とし、次の各号に定める額を上限とする。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から経済的な通常の経路又は方法により難い場合で、市長が特に必要と認めたときは、その現によった経路及び方法によって計算する。
- (1) 鉄道 普通座席の利用に係る運賃とする。ただし、乗車区間が片道50キロメートル以上の場合は、急行料金及び特急料金を含む。
(2) 航空機 最下級の利用に係る運賃とする。
(3) 貸切バス及びタクシー 実際に要した経費とする。
(4) 自家用車 移動距離1キロメートルにつき37円を乗じた額とする。ただし、1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 この助成金以外の助成や補償を受けた経費又は受けようとする経費は対象としない。
(助成金の額)

第6条 助成金は、予算の範囲内において、次の各号に定める額を交付する。

- (1) 前条第1項第1号に要する経費に対する助成金にあっては、助成対象事業の対象生徒数に10,000円を乗じて得た額又は実際に要した経費（ただし、前条第3項に基づき計算した助成の対象経費に限る。）の合計額のいずれか少ない額とする。
(2) 前条第1項第2号に要する経費に対する助成金にあっては、助成対象事業の対象生徒数に10,000円を乗じて得た額又は片道の移動に要した経費（ただし、前条第3項に基づき計算した助成対象経費に限る。）に2を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。
- 2 助成金の限度額は、1校につき400,000円とする。
3 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事前協議)

第7条 助成金の交付を申請しようとする者は、助成対象事業の実施前に、第3条から前条に規定する事項その他市長が必要と認める事項について市長と書面による

事前協議（第1号様式）を行うものとする。事前協議を行っていない場合は、いかなる理由があろうとも一切の申請を受け付けない。

（交付の申請）

第8条 申請者は、助成対象事業の完了後、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金交付申請書（第2号様式）
- (2) 京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金申請に係る助成対象修学旅行を実施する学校長の承認書（第3号様式）
- (3) 助成対象修学旅行の日程表
- (4) 京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金申請に係る助成対象事業に要した経費の内訳書（第4号様式）
- (5) 助成対象事業に要した経費の支払額が分かる書類（領収書等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付額等の決定）

第9条 市長は、特別の理由がある場合を除き、前条の規定による申請を受理してから30日以内に審査のうえ、条例第10条各項及び第19条の決定を行い、申請者に通知（第5号様式）を行うものとする。

（助成金の請求）

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は、前条の通知を受けた日から30日以内に市長に請求書を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき助成金を交付する。

（依頼事項への協力）

第11条 助成金の交付の決定を受けた者は、助成対象事業の実施に当たり、京都市からの事業効果向上等を目的としたアンケートや調査等への協力その他京都市が依頼する事項について、可能な限り協力するものとする。

（補則）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、観光政策担当局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に、前の要綱に基づき実施された当該事業については、なお従前の例による。